

令和3年度 第8回議事録

井原市農業委員会

令和3年11月5日（金）

1 招集日時 令和3年11月5日(金) 午前10時00分

2 開会日時 令和3年11月5日(金) 午前9時56分

3 閉会日時 令和3年11月5日(金) 午前10時36分

4 会議の場所 井原市役所 4階 大会議室

5 出席、欠席、遅参、又は中途退場した委員

議席 番号	氏名	出欠等の別	議席 番号	氏名	出欠等の別
1	欠員		9	佐能直樹	出席
2	早川康史	出席	10	田中敏子	〃
3	田中昭和	〃	11	川上茂	〃
4	山岡宏子	〃	12	三村多美子	〃
5	石井昭子	〃	13	簀戸利昭	〃
6	澤木功	〃	14	佐藤千恵子	〃
7	金澤憲男	〃	15	森永忠義	〃
8	坂屋友治	〃	16	上野博幸	〃

6 出席、欠席、遅参、又は中途退場した農地利用最適化推進委員

担当 区域	氏名	出欠等の別	担当 区域	氏名	出欠等の別
1	佐藤尚孝	出席	4	三宅勝志	出席
1	谷本悦久	〃	4	山本哲章	〃
2	斎藤俊二	〃	5	川上新太郎	〃
3	植田隆志	〃	5	川上哲雄	〃
3	黒木敬之介	〃	5	三宅英夫	〃

7 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
理事	岡本健治	主任主事	八杉崇永
局長	中山浩一	主任主事	吉田知博
次長	多賀浩恵	主事	岩川悠一郎
主任主事	河合健祐		

	氏名		氏名
傍聴人			

8 提出議案

議案番号	議 題
議案第 28 号	井原市行政財産の用途廃止に係る意見について
議案第 29 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 30 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について
議案第 31 号	農用地利用集積計画の同意について
議案第 32 号	農業経営基盤強化促進基本構想「井原市 21 世紀農業経営基本構想」の変更に係る意見について

9 結果

議案番号	議 題	採決結果
議案第 28 号	井原市行政財産の用途廃止に係る意見について	同意
議案第 29 号	農地法第 3 条許可申請について	許可
議案第 30 号	農地法第 4 条・第 5 条許可申請について	許可
議案第 31 号	農用地利用集積計画の同意について	同意
議案第 32 号	農業経営基盤強化促進基本構想「井原市 21 世紀農業経営基本構想」の変更に係る意見について	承認

10 議事録署名委員の番号、氏名

井原市農業委員会会長	15 番	森 永 忠 義
井原市農業委員会委員	5 番	石 井 昭 子
井原市農業委員会委員	6 番	澤 木 功

11 議事経過の概要

次のとおり

第 8 回 農 業 委 員 会 会 議 議 事 録

令和 3 年 11 月 5 日 午前 9 時 56 分、会長が第 8 回農業委員会の開会を宣した。

会 長 朝晩の冷え込みが強くなりました。秋もだんだんと深まってきました。皆様方も農繁期を終えられまして、気分的にはくつろいでおられるのではないかと思います。

衆議院選挙が行われまして、結果的には自民党が多数を確保しました。各党ともあれをやります、これをやりますと、具体性に欠けるような内容を発せられていました。それが地方へどういった影響を与えるかということが読めない状況です。そういった中で、麻生副総裁が北海道の米の品質が高くなったのを「温暖化のおかげ」と言ったというのが記憶に残っています。品種改良や地元生産者の努力で品質が向上しているわけですから、それを無視した発言は非常に気になるところです。

岸田内閣は農林業に対しても、コロナ対策を支援したいと掲げましたけれど、具体的にどうしていくのかはこれからですが、期待感を持っているところです。いずれにしても、農業は国の基幹産業でございます。これからもしっかりと進めて行って、自給率の向上に努めていかないといけないと思っています。

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名委員に、5 番席の石井昭子委員、6 番席の澤木功委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。本日は、農業委員、推進委員ともに全員出席でございます。本日の付議事項といたしまして、議案第 28 号井原市行政財産の用途廃止に係る意見について、議案第 29 号農地法第 3 条許可申請について、議案第 30 号農地法第 4 条・第 5 条許可申請について、議案第 31 号農用地利用集積計画の同意について、議案第 32 号農業経営基盤強化促進基本構想「井原市 21 世紀農業経営基本構想」の変更に係る意見について、それぞれ順次上程いたします。審議の程よろしく願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、できるだけ短時間で終わりたいと思います。事務局の説明のうち、事前にお配りしております議案に記載してある事柄は可能な限り省略し、簡潔に説明するようにお願いいたします。

それでは、議案第 28 号「井原市行政財産の用途廃止に係る意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 1 番の●●●●の件について朗読説明。

現在、申請地は、道路としての機能を失っており、申請人が耕作する田の一部となっています。これを市から払い下げを受け、名実ともに申請人所有の田と一体で利用するものです。周辺農地の農業利用上の支障が無いことについて意見書の交付を求められたものです。

なお、この議案で同意がされましたら、議案第 29 号の農地法第 3 条許可申請で、申請地の払い下げによる取得についてご審議いただくこととなります。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。10月25日に会長、●●委員、私、事務局2人の5人で現地確認に行っていました。●●町の●●●●という会社の近くに位置しています。今年も稲を作っておられました。いつの頃からか、田の端はゆがんでいたと思いますが、今はコンクリートでまっすぐになっていました。

会 長 ありがとうございます。この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意として決定いたします。
続きまして、議案第 29 号農地法第 3 条許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第 29 号農地法第 3 条許可申請は 7 件で、すべて所有権の移転に関するものです。1 番について説明します。

1 番の譲受人●●●●の件について朗読説明。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。先々月あたりから払い下げが出ていますが、現状に合わせるということで、問題無いと思われれます。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲受人は、譲渡人の孫でございまして、父が手術をされ
てあまり調子が良くないということで、おばあさんから孫へ受贈するというこ
とです。譲受人も既に父の手伝いをして、農業をやっておられまして、将来も
継続するという意思がありましたので、問題は無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 3番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲受人の妻と、譲渡人がきょうだいです。場所が譲受人の方が近いということで、譲るということになったそうです。譲受人も現在米を作っておられまして、がんばって農業をするとう意思がありますので、問題は無いと思います。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、4番について事務局から説明をお願いします。

事務局 4番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。場所は●●●●の西にあります。譲受人にお話を伺いました。父について農業をされておられます。別に問題無いと思います。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、5番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 5番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲渡人は元々同じ地区に住まわっていて、数年前に市外
に出られました。ちょうど譲受人宅の目の前にある土地でして、草一つないほ
どにきれいにされている土地です。今年もトウモロコシを作っておられました。
以前から、いずれは欲しいと言われていたそうで、今回念願がかなったよう
です。「わしの自慢は草一つ生やさない畑だ」と言われる程に熱心な方で、本当に
きれいな畑です。問題は無いと思います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議
ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。

続きまして、6番について事務局から説明をお願いします。

事務局 6番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●●●から●●●●線を7km程北へ行き、1km程西へ入った所です。●●と隣接しているような地域です。譲渡人の父が十数年前に亡くなられて、実家が空き家で、息子さん達がたまに帰って畑の草刈りなどをされていました。処分したいと考えていたところ、譲受人が見つかったということです。譲受人の父に電話で話をうかがいましたところ、兼業農家で勤めをしながら暮らしたいということでした。この地域は水田や畑が小さいので大変だと思いますが、問題無いと思います。

会長 この件についての質問を求めます。

委員 無しの声あり

会長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは許可と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、7番について事務局から説明をお願いします。

事務局 7番の譲受人●●●●の件について朗読説明。
以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会長 この件について、地元委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。譲受人は●歳で、●●の方の会社へ勤められています。譲渡人は同じ地区に住まわれていたのですが、娘さんの所に出られて、空き家になっていて、農地も処分したいという希望があったそうです。この田は割田

になっていまして、1枚は譲受人が、もう1枚は別の方が耕作されていました。この度もう一人の方がこの田の耕作をやめるということで、譲受人が作ってはどうかと言う話があり、譲渡人に申し出たところ、それなら全部貰ってくれないかということになり、貰う話にしたとのこと。現在でもきれいに作られていますし、貰っても続けて作っていくとおっしゃっていましたので、問題無いと思っております。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第30号農地法第4条・第5条許可申請についてを議題とします。1番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 今月の議案第30号農地法第4条許可申請は1件、第5条許可申請は2件で、所有権の移転に関するものが1件、使用貸借権の設定に関するものが1件です。それでは、1番について説明いたします。

1番の第4条の申請人●●●●の件について朗読説明。

転用理由は、申請地周辺は市街化が進み住環境として適しており、造成された土地であれば購入したいという知人がいることから、所有者が自ら造成し、販売するものです。

以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●●●の北側です。景観も良く落ち着いた地域で、住みやすさも感じました。住宅が年々増しているそうです。排水は隣の排水路へ、また下水路も整っています。問題無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。当番委員さんの報告のとおり、市街化が進んでおりまして、耕作農地はありません。出入道の東側に用水路が通っていますが、水路に蓋を掛けて出入りされるようです。下水道整備区域内ですので、生活排水は下水道へということで、問題無いと考えております。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、2番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 2番の第5条の譲受人株式会社●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は不動産業を営む会社で、申請地周辺は市街化が進み住環境として適していることから、申請地を譲り受けて分譲宅地4区画を整備し、販売するものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。場所は●●号線を西へ行って、●●●●や●●●●の信号を入れて、●区画目の土地です。真ん中に生活道を通して4区画を分譲するそうです。生活排水は下水道がありますし、雨水は既存の排水路へ排水することになります。問題は無いと思います。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。申請地は土地区画整理事業の実施区域でございまして、現在周辺は宅地化が進んでいます。申請地の北側は田として耕作されていますが、水利への影響はありません。生活排水も公共下水道へということですので問題はありません。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、3番について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 3番の第5条の借受人●●●●の件について朗読説明。
転用理由は、譲受人は現在アパートで暮らしているが、家財道具が増えて手狭になったため、申請地を父から使用貸借で借り受けて自己用住宅を建築し、転居するものです。
以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長 この件について、現地を確認しました当番委員の意見を求めます。

●●委員 ●番席の●●です。●●号線を西へ行って、●●●●の交差点を北に入った所です。田1枚全部ではなくて、部分的に角の方を使われるそうです。周辺は住宅地になっていまして、下水道も水路もあります。生活排水は公共下水道へ、雨水は水路へということで、問題は無いかと思えます。

会 長 ありがとうございます。続いて、地元委員の意見を求めます。

●●委員 推進委員の●●です。土地区画整理事業の実施地域です。当番委員さんの報告のとおりでありまして、特に問題は無いと考えます。

会 長 ありがとうございます。確認委員、地元委員の説明が終わりましたが、この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは許可と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、許可として決定いたします。
続きまして、議案第 31 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局から説明願います。

事 務 局 令和 3 年 11 月 12 日の公告予定の農用地利用集積計画（案）です。計画一覧表のとおりです。
以上です。ご審議の程、よろしく願います。

会 長 この件についての質問を求めます。

委 員 無しの声あり

会 長 それでは質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 それでは同意と決定してよろしいか。

委 員 異議無しの声あり

会 長 異議なしと認め、同意と決定しました。
続きまして、議案第 32 号『農業経営基盤強化促進基本構想「井原市 21 世紀農業経営基本構想」の変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局から説明願います。

事務局 令和3年3月に岡山県の「21世紀おかやま農業経営基本方針」が変更されたことに伴い、市の「井原市21世紀農業経営基本構想」についても、一部見直しが必要になりました。農業経営基盤強化促進法の規定により、市が基本構想を変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴かなければならないこととされていることから、農業委員会総会に意見を諮るものです。基本構想の案につきましては、お配りしております資料のとおりです。意見がなければ「なし」とすることを承認いただき、意見があればその意見を記載したうえで承認いただくこととなります。

以上です。ご審議の程、よろしく願います。

会長 この件について、質問及び意見を求めます。

委員 無しの声あり

会長 質問がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。ご異議ございませんか。

委員 異議無しの声あり

会長 それでは、意見がありませんでしたので、「意見なし」とすることで承認と決定してよろしいか。

委員 異議無しの声あり

会長 異議なしと認め、承認と決定しました。

以上をもちまして、本日提案されました5件の議案はすべて終了いたしました。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。これをもって本会議を終了いたします。

本会議終了 午前10時36分